

小石川労働會御中

氏名 _____ 年 月 日生

職業 _____
 就職工場 _____
 現住所 _____

大正 年 月 日

誓約書

私事會の目的を達成し入會致候ニ就クハ凡クノ會則ニ誓フ遵守可致候キ在
ニ紀念欄印候也

- 第十二條 會員ハ毎月金額ノ會費ヲ納付スル事
- 第十三條 會長(計員)ヲシテ毎月中旬集會シテ
 理事(毎月何ノ資金ヲ借用スル銀行或ハ郵便局ニ預ケ入メテ
 利息) 毎月三十日迄金額物品收支ノ一覽表ヲ作り附屬書類ヲ添ヘ會長ニ報告ス
- 第十四條 會長ハ前條ニ依リ理事ノ報告書類ヲ讀メ毎年二回會員ニ報告ス
- 第十五條 會長ハ會員及其家族ノ生活ニ必要ナル場合ハ隨時日用品ノ購買ヲアシキト
 得但シ此場合ハ前九條ノ但書ニ依ル事
- 第十六條 會長ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メニ時々大會ヲ開クヲ得此場合ハ前九條
 ノ但書ニ依ル事
- 第十七條 本會規則ヲ變更セントスル場合ハ總會ノ協議ヲ經ベシ
- 第十八條 理事ハ前條ニ依リ變更スルキ出則ニ會長ノ許可ヲ受ケベシ
- 第十九條 會員ハ轉居又ハ轉職ノ場合ハ其旨ヲ直ニ届出クベシ但シ屆書ノ様式ハ別ニ定
 メタル處ニ依ル
- 第二十條 會員ハ第一條ノ目的ヲ爲メノ爲メニ集會セル場合ハ本會ノ名譽ヲ汚損
 スベカラズ
- 第二十一條 會員ハ本會ノ体面ヲ毀損シ又ハ毀損セントスル行爲ヲシタルモノハ處分ハ但
 シ處分法ニ依リ理事ノ決議ニ依ル
- 第二十二條 本會員ニシテ本會ニ違フシタル爲メノ解職ヲシタル場合ハ本會ハ總
 額料ヲ納ル事
- 第二十三條 本會ハ品行方正ニシテ善行者ト認ムル場合ハ表彰並ニ賞與金ヲ贈ル
- 第二十四條 本會員ニシテ本會ニ對シテ不義ノ行爲ヲシタル場合ハ之ヲ補助金ヲ送ル事
- 第二十五條 本會員ニシテ本會ノ職員ノ全ク不幸ノ極ニ墮ルル場合ハ之ヲ補助金ヲ送ル事
- 第二十六條 但シ金額ハ理事會ニ依ル

中石川



大正十年一月二十日 夫白字天皇陛下御
 官業労働總同盟日本労働聯盟及小石川
 労働会ノ示風運動

日本労働聯盟 小石川支部
 渡辺寺ノ一 飛鳥山 25
 小石川労働會 飛鳥山 355 角近

情報課